

F 廃棄物に関すること【廃棄物関係】

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-1	アスベスト廃棄物の取扱いはどうなっているのですか。 (平成18年10月1日更新)

【答】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）では、建築物等に吹き付けられたアスベストを除去したもの等飛散するおそれのあるものが、「廃石綿等」として「特別管理産業廃棄物（※1）」となっています。

また、それ以外のスレート成形板等を除去したものは、「石綿含有産業廃棄物（※2）」として扱われます。

（特別管理）産業廃棄物が建築物等の解体工事等から発生する場合は、原則として解体工事等を行った元請業者が排出者として、適正に処理しなければなりません。

※1 特別管理産業廃棄物

(1) 石綿建材除去事業（建築物等に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）により生じたもので、次に掲げるもの

- ① 吹付け石綿
- ② 建築材料であって石綿を含む次のもの
 - ・ 石綿保温材
 - ・ けいそう土保温材
 - ・ パーライト保温材
 - ・ 接触、気流、振動等により石綿が飛散するおそれがある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ③ 廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの

(2) 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設が設置されている事業場で生じたもので、次に掲げるもの

- ① 特定粉じん発生施設において生じた石綿であって、集じん施設によって集められたもの
- ② 廃棄された防じんマスク、集じんフィルターその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれがあるもの

(3) 輸入されたもの（事業活動に伴って生じたものに限る）

※2 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもので、石綿をその重量の 0.1%を超えて含むもの（廃石綿等を除く）

<アスベストQ&A集>

F 廃棄物に関すること【廃棄物関係】

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-2	除去した吹付けアスベスト等の廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物）は、どのように処理したらよいですか。（令和3年4月1日更新）

【答】

特別管理産業廃棄物に該当し、廃棄物処理法で処理基準が定められています。

処分する方法としては、

- ① 溶融設備を用いて溶融し無害化し、通常の産業廃棄物として埋立処分する方法
- ② 排出現場で飛散ないように固型化、薬剤による安定化その他これに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重梱包してから、特別管理産業廃棄物として、埋立処分する方法があります。

なお、特別管理産業廃棄物であるアスベスト廃棄物（廃石綿等）の分別、保管、収集、運搬、処分等を行うための具体的事項を解説したマニュアルが、環境省から公開されています。

参考 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/manual3.pdf>

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-3	スレート成形板等の石綿含有産業廃棄物は、どのように処理したらよいですか。（令和3年4月1日更新）

【答】

建築資材として使用されているアスベスト成形板等が廃棄物となったもの（「石綿含有産業廃棄物」）については、産業廃棄物の「がれき類（石綿含有産業廃棄物）」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物）」等に該当し、石綿含有産業廃棄物に係る産業廃棄物の処理基準が適用されます。

石綿含有産業廃棄物は、破砕することによって、アスベストが飛散するおそれがあることから、この処理基準では、

- ・ 排出現場での保管にあたっては、仕切り等他のものと混合しないような措置や梱包、シートがけ等飛散防止のための措置をとること
- ・ 収集運搬にあたっては、梱包、シートがけ等飛散防止のための措置をとること、また大きすぎて車載できない等やむを得ない場合に限り、十分に湿潤化したうえで、必要最小限の切断等を行うことができること
- ・ 中間処理にあたっては、破砕・切断等は原則禁止であること

などが定められています。

なお、石綿含有産業廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等を行うための具体的事項を解説したマニュアルが、環境省から公開されています。

参考 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/manual3.pdf>

＜アスベストQ＆A集＞

F 廃棄物に関すること【廃棄物関係】

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-4	飛散性アスベスト廃棄物の処理を委託できる業者を教えてください。 (平成29年4月1日更新)

【答】

飛散性アスベスト廃棄物（廃石綿等）の排出者は、その収集運搬を業者に委託する場合は、廃石綿等の許可をもつ特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託する必要があります。収集運搬にあたっては、廃棄物を積み込む場所と運搬先を所管する都道府県の許可を取得していることが必要となります。（ただし、廃棄物処理法施行令で定める政令市の区域内で積替え保管を行う業者や都道府県内の一つの政令市のみで業を行う業者の場合には政令市の許可が必要です。神奈川県内では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が政令市となります。）

また、処分については、廃石綿等の許可をもつ特別管理産業廃棄物処分業者に委託することになります。

具体的な業者等については、（公社）神奈川県産業資源循環協会（電話 045-681-2989）にお問い合わせください。

担当部署	環境農政局環境部資源循環推進課指導グループ 電話045-210-4159
F-5	石綿含有産業廃棄物の処理を委託できる業者を教えてください。 (平成29年4月1日更新)

【答】

石綿含有産業廃棄物の排出者は、その収集運搬を業者に委託する場合は、「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）」等の許可をもつ産業廃棄物収集運搬業者に委託する必要があります。収集運搬にあたっては、廃棄物を積み込む場所と運搬先を所管する都道府県の許可を取得していることが必要となります。

（ただし、廃棄物処理法施行令で定める政令市の区域内で積替え保管を行う業者や都道府県内の一つの政令市のみで業を行う業者の場合には政令市の許可が必要です。神奈川県内では、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が政令市となります。）

また、処分については、「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）」等の許可をもつ産業廃棄物処分業者に委託することになります。

なお、石綿含有産業廃棄物の中間処理は、知事等の許可を受けた施設での溶融又は国の認定施設での無害化処理等に限定されます。

これ以外の中間処理（破碎、切断等）を行うことは原則禁止されていますので、溶融等を行わない場合は、直接最終処分業者に埋立処分を委託する必要があります。

具体的な業者等については、（公社）神奈川県産業資源循環協会（電話 045-681-2989）にお問い合わせください。